

# 目覚メヨ、アマリアルチカラ

リアルな アマリアルチカラ  
尼崎が持つ本当のチカラ、余りある力。もっと引き出し、もっと活かして、まちづくり。

尼  
崎  
市  
総  
合  
計  
画

ひ  
と  
咲  
き  
ま  
ち  
咲  
き  
あ  
ま  
が  
さ  
き

2013  
2022



# 尼 崎 市 総 合 計 画

ひ  
と  
咲  
き  
ま  
ち  
咲  
き  
あ  
ま  
が  
さ  
き

2013 — 2022

## ひと咲き まち咲き あまがさき

この新しい総合計画は、  
これから尼崎市がどんなまちを目指して、  
どのようにまちづくりを進めていくのか、  
その方向性をいろんな人達と共有し、  
ともにまちづくりを進めていくためのものです。

### — ひとが咲く —

人々が、健康で安全・安心な生活を送る中で、  
みんなが支えあい、そして、  
一人ひとりが成長し、活躍する。

### — まちが咲く —

まちに生きづく人々、産業、歴史、文化。  
そんなあまがさきのチカラ、財産を活かし、  
まちに活気を生み出していく。

あまがさきで、人々が、まちが、  
花を咲かせ、実を結び、種を残し、  
また次の花を咲かせていく。

こうした思いを込めて、この計画を  
「ひと咲き まち咲き あまがさき」  
と表現しました。

私たちのまちは、平成28年に  
市制100周年という、大きな節目を迎えます。

100年を越えて  
このまちに関わる人たちが、もっと咲くように  
これからも、ずっとこのまちが咲き続けるように

そんなまちづくりをめざしていきます。

目次

<b>I. はじめに</b> .....	4
<b>1 総合計画策定の考え方</b> .....	4
(1) これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況 .....	4
(2) これからのまちづくり .....	5
(3) 総合計画の策定 .....	6
<b>2 総合計画の構成と期間</b> .....	7
<b>II. まちづくり構想</b> .....	10
<b>1 策定の趣旨</b> .....	12
(1) 「ありたいまち」を示す .....	12
(2) まちづくりの進め方を示す .....	12
<b>2 構想の期間</b> .....	12
<b>3 ありたいまち</b> .....	12
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち .....	13
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち .....	14
(3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち .....	15
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち .....	16
<b>4 まちづくりの進め方</b> .....	17
(1) 市民主体の地域づくり .....	17
(2) ともに進めるまちづくり .....	18
(3) まちづくりを支える行政のしくみづくり .....	18
<b>5 人口・土地利用に関する考え方</b> .....	19
(1) 人口 .....	19
(2) 土地利用 .....	20

<b>III. まちづくり基本計画</b> .....	22
<b>1 策定の趣旨</b> .....	24
(1) 施策の方向性を示す .....	24
(2) 各主体の役割についての考え方を示す .....	24
(3) 計画の進め方を示す .....	24
<b>2 計画の期間</b> .....	24
<b>3 施策体系</b> .....	25
(1) マトリックス型の施策体系 .....	25
(2) 施策間の連携 .....	25
(3) 施策の概要 .....	27
(4) 施策ネットワークのイメージ .....	29
<b>4 施策別の取組(各論)</b> .....	33
各論の構成(施策の見方) .....	33
施策ごとの取組(20施策) .....	35
<b>5 主要取組項目</b> .....	75
(1) 主要取組項目について .....	75
(2) 主要取組項目の取扱い .....	75
(3) 主要取組項目に関する施策間の連携 .....	75
① 人の育ちと活動を支援する .....	77
② 市民の健康と就労を支援する .....	77
③ 産業活力とまちの魅力を高める .....	78
④ まちの持続可能性を高める .....	78
<b>6 行政運営</b> .....	79
(1) ともにまちづくりを進めるために .....	79
(2) 市民生活を支え続けるために .....	79
(3) 行政運営の実効力を高めていくために .....	80
<b>7 計画の推進</b> .....	81
(1) 施策の評価 .....	81
(2) 施策の重点化等 .....	82
<b>資料編</b> .....	84
1. 時代認識と尼崎市の現状 .....	85
2. 総合計画にかかるこれまでの取組経過 .....	99
3. まちづくりに関する市民意識 .....	101

# I. はじめに

## 1 総合計画策定の考え方

### (1) これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況

#### ■ これまでの総合計画

尼崎市では、総合的・計画的に行政を運営し、まちづくりに取り組んでいくため、その時々<sup>※34</sup>の社会情勢を踏まえながら、これまで4次にわたって「基本構想」を策定してきました。第4次の基本構想は、21世紀の四半世紀（平成37年（2025年））を展望し、平成3年（1991年）11月に策定されたものです。

しかし、その後の本市を取り巻く社会情勢は急速に

変化し、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災からの復旧・復興、第4次基本構想の策定時に重視された都市課題と国の景気対策が背景となって進められた都市基盤の整備、さらには、長期にわたる国内の景気低迷等の影響を受けた財政状況の悪化など、策定当時には想定されなかった状況になっています。

#### ■ 尼崎市を取り巻く状況

近年、国全体では、人口の減少が現実のものとなり、今後も少子化・高齢化の一層の進行により、人口の年齢構成や世帯類型<sup>※35</sup>の構成が変化していくなかで、尼崎市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような発展は見込みにくく、税収の増加は期待しにくい状況ですが、高齢化に伴う医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと見込まれます。

また、経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が激しいなかで、これまでの経験を基に将来を予測することは難しい状況にあります。

一方、成熟社会<sup>※36</sup>を迎え、市民生活においては、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、それに伴って、行政サービスへのニーズだけでなく、人々が生活を送る上でのニーズも多様化してきています。また、情報社会の進展により、人と人のつながり方もさまざまな形をとるようになっていきます。

## (2) これからのまちづくり

### ■ 時代の転換期

21世紀に入り10年余りが経過しましたが、この間、時代が大きく変わっていきなで、高成長を背景とした大量生産・大量消費等といった拡大型、いわゆる20世紀型の社会経済システムからの転換が十分に図られず、国全体が模索を続けてきた期間であったと思われま

す。<sup>\*1</sup>  
しかし、一方では、「新しい公共」という言葉に見られるように、社会への貢献や人とのつながり等を通して心の豊かさを感じるといった価値観や、自分たちの住む地域は自らの力でよくしていこうといった活動の萌芽も膨らみつつあったと思われま

す。  
このようななか、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える甚大な被害が引き起こされました。

私たちは、この震災を機に、可能な限りの防災機能の向上に努めながらも、想定を超える災害が起こるこ

### ■ 「ありたいまち」の共有

時代の変化が激しく、先が読みにくいなかでは、前提となる諸条件を長期的に仮定し、対応策を積み上げ、それに基づいてまちづくりを進めていくことが難しい状況にあります。

こうした状況の下で、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていくためには、尼崎市の現状を踏まえながらも、まずは「将来、どんなまちでありたいのか」(＝ありたいまち)を市民、事業者、行政で共有することが大事です。

その上で、「ありたいまち」の実現に向けて、具体的

### ■ 「あるもの」と「つながり」を活かす

成熟した社会においては、尼崎市がこれまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材等の、「いまあるもの」や「まだ潜在しているもの」に磨きをかけ、活かしていくことが、より大切になります。

あわせて、市民ニーズが多様化するなかでは、さまざまな立場・世代の異なる人がともに暮らし、それぞ

れぞれが役割を担い、発生後の被害をいかにして最小限に食い止めるか、また、被災後の支援や援助をどのように行っていくか、という「減災」の視点に立った対応が重要であることを改めて学びました。

市民一人ひとりが、また、行政を含めたさまざまな団体、組織等が、日常生活や活動のなかで、有機的な連携を図り、それぞれにできることに取り組みながら、つながりを強め、まちの力を高めていくことは、災害への対応だけでなく、平常時におけるまちづくり全般にも通じる基本姿勢であり、今後さらに重要性が高まると考えられます。

これからの10年は、このような活動や取組の萌芽を開花させていかなければならないとても重要な転換期にあって、まちづくりについて、改めて考えていかなければならない時期を迎えています。

な課題や資源を把握し、さらに状況の変化を踏まえながら、それぞれができることに取り組んでいくことで、激しい時代の変化にも対応しやすくなってくるものと考えられます。

加えて、「ありたいまち」を共有することで、今後起こってくるさまざまな事態への対処に追われるだけでなく、その実現に向け、時間をかけて取り組む必要のある課題に、一貫した対応を取っていくことも可能となってきます。

れが能力を発揮しながら、ともにまちの将来を築いていくことが不可欠です。

そのためには、人と人とのつながりを重視し、知恵と情報をうまく使っていくこと、さらに、それらを活用することによって、まちづくりを進めていく力を生み出すことが必要です。

## (3) 総合計画の策定

### ■ ともに将来を築いていくための計画

市民、事業者、行政が互いに協力して、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形として示していくことが不可欠です。

一方、国においては、「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進する」という趣旨で地方分権改革が<sup>\*2</sup>進められつつあります。

このような全国的な改革の流れも積極的に捉え、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画」

を一体とした、あらたな総合計画を策定します。

この計画を通じて、市民、事業者、行政がめざす「ありたいまち」の姿と、まちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を共有したいと考えています。

さらに、行政としては、尼崎市のめざす方向を明確にすることで、市政運営に中長期的な目標を与えとともに、施策の重点化方向を示し、市民の生活を支え続けるために規律のある財政運営に努めながら、まちづくりに取り組んでいきます。

この計画をよりどころとして、互いに協力し、工夫しながらまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていきたいと考えています。

## 2 総合計画の構成と期間

この総合計画の構成と期間を次のように定めます。

### (1) まちづくり構想

#### ① ありたいまち

当面の10年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者の皆さんと行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

#### ② まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

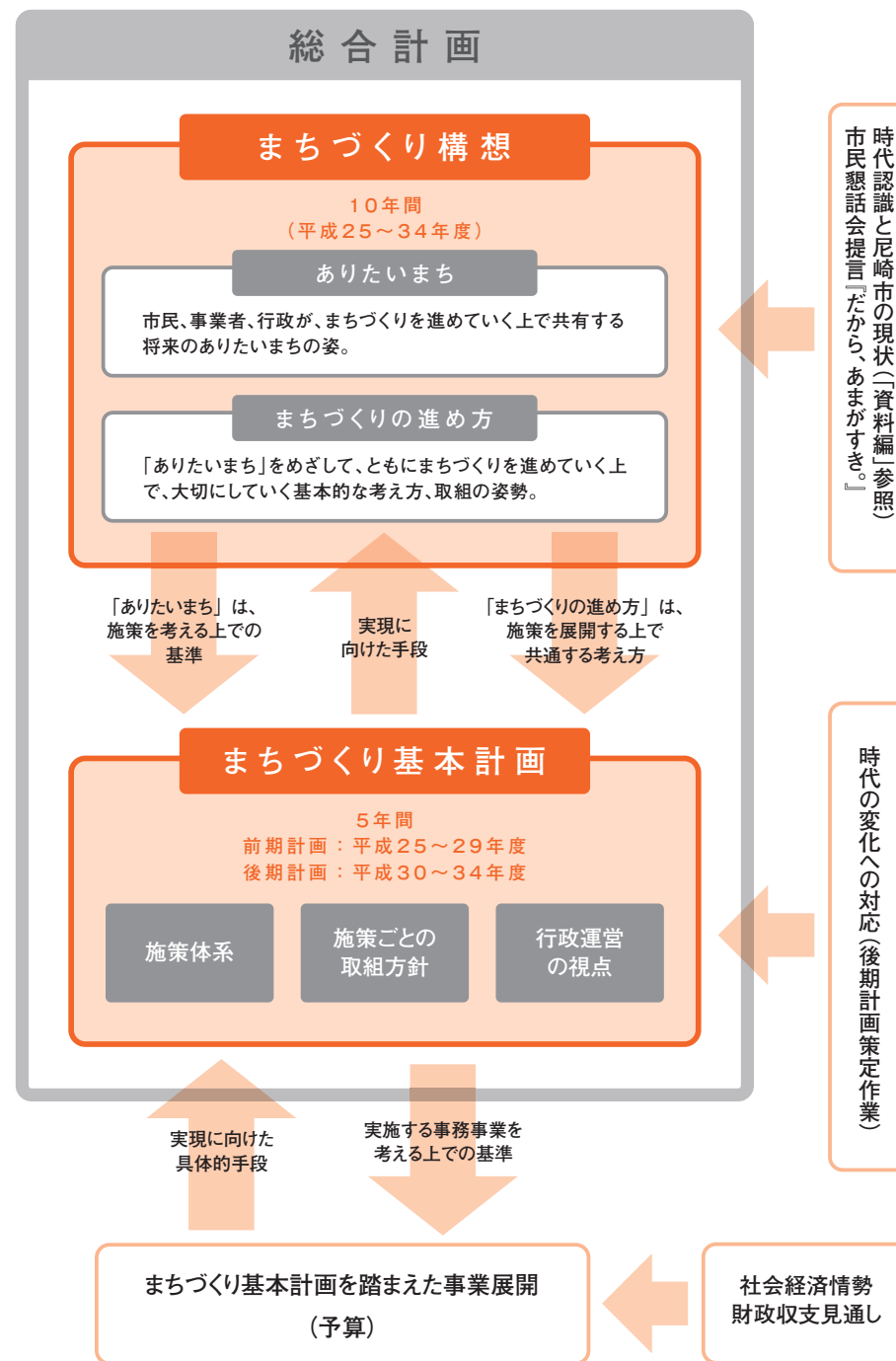
### (2) まちづくり基本計画

市民、事業者、行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「まちづくり構想」としてまとめています。

「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。



# まちづくり構想

平成25年度～平成34年度  
(2013 - 2022)

## Ⅱ. まちづくり構想

### 1 策定の趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、市民、事業者、行政が、協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のより

どころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定めるものです。

#### (1) 「ありたいまち」を示す

尼崎市は、将来どういうまちになっていきたいのか、その「ありたいまち」の姿を示します。

#### (2) まちづくりの進め方を示す

「ありたいまち」に近づくための取組をどのように進めていくのか、その基本的な姿勢を示します。

### 2 構想の期間

平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10か年とします。

まちづくり構想は、長期を展望した尼崎市の将来のありたいまちの姿を示すものですが、経年による本市

を取り巻く諸条件の変化を考慮するため、一定期間をもって、必要に応じ見直しができるよう、当面10か年を期間としています。

### 3 ありたいまち

尼崎市の将来の姿として、4つの「ありたいまち」を示しています。

この4つの「ありたいまち」は、「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で構成しています。

その実現に向けた取組を進めることで、本市が、住みつけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることをめざします。

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりのさまざまな分野における取組については、本市の現状や課題等を踏まえながら、まちづくり基本計画において示していきます。

なお、この「ありたいまち」は「時代認識と尼崎市の現状」(資料編参照)に示しているような、本市の歴史的な背景や取り巻く状況を踏まえたものです。

また、公募市民からなる尼崎市総合計画市民懇話会において「将来、尼崎市はこんなまちになっていた」という思いを基にまとめた提言の内容も踏まえたものであり、「ありたいまちを考える背景」として4つの「ありたいまち」とともに記載しています。



## (1) 人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な

場面で幅広い年代・立場の人が互いに支えあうことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。



## (2) 健康、安全・安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。



### (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との

交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。



### (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持

続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。



## 4 まちづくりの進め方

「はじめに」で示したような状況のなかで、「ありたいまち」は行政の力だけでも、市民や事業者の力だけでも実現できるものではありません。

「ありたいまち」に近づくためには、市民は日々の生活や地域でのさまざまな活動のなかで、また、事業者は社会経済活動のなかで、このまちを住みよい、活力ある魅力的なまちにしていくことに、ともに取り組んでいくことが必要です。

そして、行政は、公共サービスを提供することにあわせて、まちづくりに関するさまざまな情報を収集、活用し、知恵を働かせて、市民や事業者が活躍でき

る場やしぐみを整えながら、多様な活動を結び付け、支援していくことが必要です。

また、行政における収支バランスの維持や、それを前提とした行政サービスの継続的な提供は、市民や事業者の活力に基づく地域経済の活性化と行政の創意工夫の上に成り立つもので、それぞれの取組は一体の関係にあるといえます。

このように、市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで、初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の3つを重視したまちづくりに取り組んでいきます。

### (1) 市民主体の地域づくり

#### ■ 地域での“つながりづくり”

今後の更なる高齢化の進行等によって、地域コミュニティの維持・形成に関する課題が大きくなるなか、身近な地域における支えあいがより一層求められます。

そこで、地域において、住民が互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、さまざまな主体によるネットワークの形成に取り組めます。

#### ■ 市民参加の“地域づくり”

多様化する地域課題の解決に当たっては、行政が全市域一律で対応するよりも、住民が身近な地域において、その地域のニーズや特性に応じて取り組む方が、より効果的な場合があると思われます。

そこで、地域の住民自らが、身近なつながりを広げていくなかで、地域におけるネットワークを築きながら、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していける地域づくりに取り組みます。

#### ■ 地域づくりに取り組む“人づくり”

これらのことを実現していくためには、まちづくりに積極的に参加する人がはぐくまれることが重要です。

そこで、市民一人ひとりが地域社会の一員であること

を意識し、地域をよくしていくために自らができることを考え、行動するよう努めるとともに、そのような人が増え、必要な能力を身に付けていけるよう取り組みます。

### (2) とともに進めるまちづくり

#### ■ 情報の発信と市政参画の促進

市民や事業者とともに「ありたいまち」に近づいていくため、行政は施策の成果や課題を共有できるよう、分かりやすい行政情報の提供に努めます。また、市

民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民や事業者の参画を進めます。

#### ■ 課題の共有と役割分担

公共サービスという視点では、これまで行政が多くの部分を担ってきました。しかし、「ありたいまち」に近づくための「まちづくり」という視点からは、異なった立場にある市民、事業者、行政が課題を共有し、連携しながら、それぞれの特性を活かした役割を果たすという協働の取組へと転換する必要があります。

そこで、まちづくりを進めるに当たっては、「行政が

主体的に取り組むこと」「それぞれの協働によって取り組むこと」「市民や事業者の主体的な活動によって取り組むこと」があることを、それぞれが意識し、各施策において、それぞれが果たす役割を考え、お互いに協力し、補いあいながら、ともにまちづくりに取り組みます。

### (3) まちづくりを支える行政のしくみづくり

#### ■ 行政改革の取組

行政は、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組み、市民や事業者とともに、尼崎市の長所を活かしながら、まちの課題の改善に取り組めます。

施策を効率的に実施し「ありたいまち」に着実に近づいていくため、施策の目的を明確にするとともに、「市民生活にどのような効果があったか」という視点で成果を捉えて施策を展開していきます。

#### ■ 財政健全化の取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税収の確保を図ります。また、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支均衡を図り、自治体として自律的

な運営を維持し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

#### ■ 広域的な連携

市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を越えて行われているなかで、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域におけるつながりを重視するだけでなく、近隣市や他地域とのつながりにお

いて尼崎市が担うことができる役割を踏まえ、必要に応じた連携を図りながら取り組んでいきます。

## 5 人口・土地利用に関する考え方

### (1) 人口

#### ■ 人口の傾向

全国の人口は、平成19年（2007年）を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化等の背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることが高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成22年（2010年）の国勢調査では、本市の人口は、約45万人で、そのうち0～14歳の年少人口は

約5万人（約12%）、15～64歳の生産年齢人口は約29万人（約64%）、65歳以上の老年人口は約11万人（約24%）となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、老年人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成17年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、老年人口の割合は全国を上回って増加しています。

#### 年齢3区分別人口構成比

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年		平成22年	
					尼崎市	全国	尼崎市	全国
15歳未満 (%)	20.6	16.6	14.5	13.5	13.1	13.8	12.0	13.2
15～64歳 (%)	70.5	72.8	72.7	70.2	67.0	66.1	64.4	63.8
65歳以上 (%)	8.9	10.6	12.8	16.3	19.9	20.2	23.6	23.0

※全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を統計手法により推計すると、まちづくり構想の期間が終了する平成35年（2023年）には40万人程度に、また、

年齢構成については、生産年齢人口は60%程度に減少、老年人口は30%程度に増加、年少人口は10%を下回ると見込まれます。

#### ■ 人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市だけでなく、全国的にますます人口減少と少子化・高齢化が進むことが見込まれます。

このようななか、まちの魅力や活力を高め、ひいて

は人口減少等の傾向を緩やかにしていくために、まちづくりを進めるに当たっては、次の3つを重視し、取り組んでいきます。

#### ● 人口の年齢構成のバランス

まちの活力の維持・向上を図っていく観点からは、人口の総数の増減だけでなく、年齢構成にも着目する必要があります。

本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少による人口減は近年緩やかになってきている傾向にあります。子育て中のファミリー世帯については、転出が転入を上回る状況が続いています。

これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給等が、この傾向の要因であり、本市の課題であると分析しています。

こうした課題に取り組み、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくことが重要です。

#### ● 交流人口

共働き世帯の増加や高齢化の進行等を考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさ等の利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとしましてまちの魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みつけたいと思われる魅力的なまちを

めざして、本市に多くある地域資源を活かし、まちの魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市を訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加に努め、住んでみたいと思われたいまちをつくっていくことが重要です。

#### ● まちづくりに取り組む活動人口

まちの魅力を高め、その魅力を発信していくためには、まち全体に活気がみなぎっていることが大切です。

そのためにも、市内のさまざまなまちづくり活動の場を舞台として、高齢者の持つ豊かな知識や経験、

また、若者の持つ活力など、それぞれの得意とする力を互いに発揮して、幅広い年代の人たちが活躍できる環境を整えていくことで、いわゆる活動人口の増加を図っていくことが重要です。

### (2) 土地利用

#### ■ 現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業等の面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたこともあり、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全地域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にあるなか、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

#### ■ 土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、地域の住民や事業者が、自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民や事業者が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性を活かした良好な

まちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われたい魅力的なまちをめざします。

こうしたことから、土地利用を考えるに当たっては、定住・転入の促進につながる良好な住環境の創出、生活にうるおいをもたらす景観や自然環境の保全・創出、産業活力の維持・向上<sup>※39</sup>といった点を重視し、住環境と操業環境が共生する、魅力と活力ある都市空間の創出を図っていきます。

# まちづくり基本計画

前期計画

平成25年度～平成29年度  
(2013 - 2017)

## Ⅲ. まちづくり基本計画 (前期計画)

### 1 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

#### (1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における取組の方向性を、「施策」として示しています。

#### (2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画を基に、市民、事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

#### (3) 計画の進め方を示す

行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことを示すとともに、自律的な自治体運営を続けていくための考え方や計画を着実に進めていくための考え方を示しています。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の前半の5年間である平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までとします。

各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期的に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等の変化に対応し

ていけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間は5か年とするものです。

なお、後期計画については、前期計画における取組の方向性の確認や、その効果の振り返り等を行い、前期計画に必要な修正等を加え、策定することとします。

### 3 施策体系

#### (1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの

「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

#### (2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかわを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

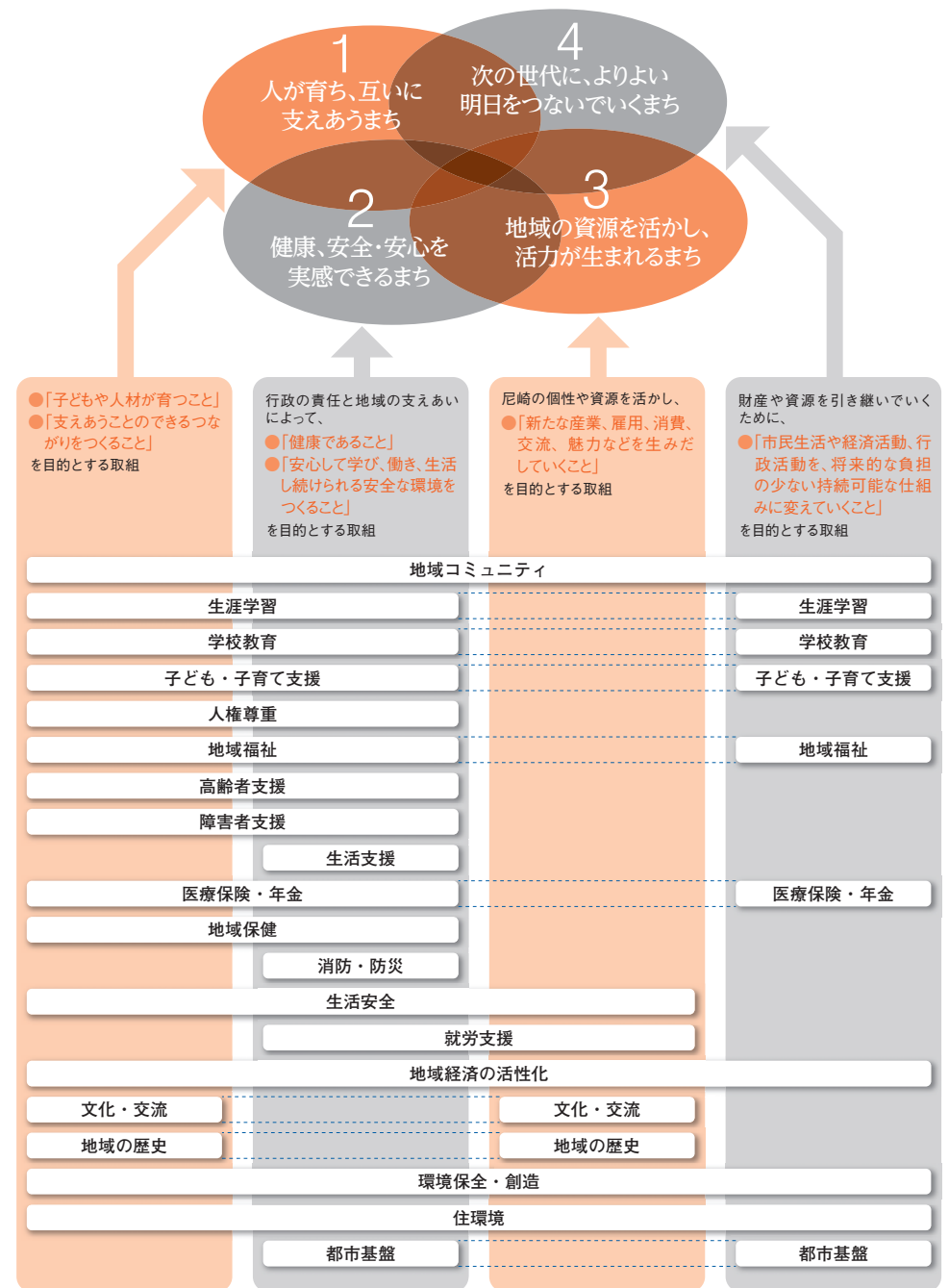
たとえば、人をはぐむ部門（教育等）は、人が活躍できるよう支援する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人をはぐむ部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

「はじめに」で示したように、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」です。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、施策ごとに具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）



#### 「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力が暮らしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、4つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、4つの「ありたいまち」自体は、それぞれが独立したものではなく、互いに影響しあうなかで、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

また、施策ごとの具体的な取組内容は、「4. 施策別の取組（各論）」において記載しています。

### (3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。  
あわせて、「施策の展開方向」と、4つの「ありたいまち」との関係も示しています。

施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
		(1)	(2)	(3)	(4)
1 【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元氣なまち	1-1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。	○	○	○	○
	1-2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	○	○		
	1-3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	○		○	
2 【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2-1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	○		○	
	2-2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	○			
	2-3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	○	○		
3 【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3-1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	○	○	○	○
	3-2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	○	○		
	3-3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	○			
4 【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4-1 家庭における子育て力を高めます。	○	○		
	4-2 子どもを主体的な学びや行動を支えます。	○			
	4-3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	○	○	○	
5 【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	○			
	5-2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりに進めます。	○			
	5-3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。	○			
6 【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6-1 小地域福祉活動を活発にします。	○			
	6-2 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。	○			
	6-3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。	○	○	○	
7 【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7-1 元氣な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。	○			
	7-2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	○	○		
	7-3 積極的に地域とかわかっていることができるよう支援します。	○	○		
8 【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8-1 地域での在宅生活を支えます。	○	○		
	8-2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。	○			
	8-3 障害のある人の社会への参加を促進します。	○	○		
9 【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9-1 支援が必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。	○			
	9-2 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。	○			
	9-3 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	○			
10 【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち	10-1 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	○	○	○	○
	10-2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。	○	○	○	○

施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
		(1)	(2)	(3)	(4)
11 【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11-1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	○	○		
	11-2 適切な医療体制の確保に努めます。		○		
	11-3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。			○	
12 【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12-1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		○		
	12-2 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		○		
	12-3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。			○	
13 【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13-1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	○	○		
	13-2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。		○	○	
14 【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14-1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。		○	○	
	14-2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就労力を高めていきます。			○	
	14-3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりに進めます。		○		
15 【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15-1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。			○	
	15-2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。	○	○	○	
	15-3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。		○	○	○
16 【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16-1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	○	○		
	16-2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。		○		
	16-3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。			○	
17 【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。			○	
	17-2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりに進めます。		○	○	
	17-3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。				
18 【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18-1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	○	○		
	18-2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへ転換していく取組を進めます。		○	○	○
	18-3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。			○	○
19 【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19-1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にいかかわってける環境づくりに進めます。	○	○	○	○
	19-2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。		○	○	○
20 【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20-1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		○		
	20-2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。		○	○	

ありたいまち (1) 人が育ち、互いに支えあうまち (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち  
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

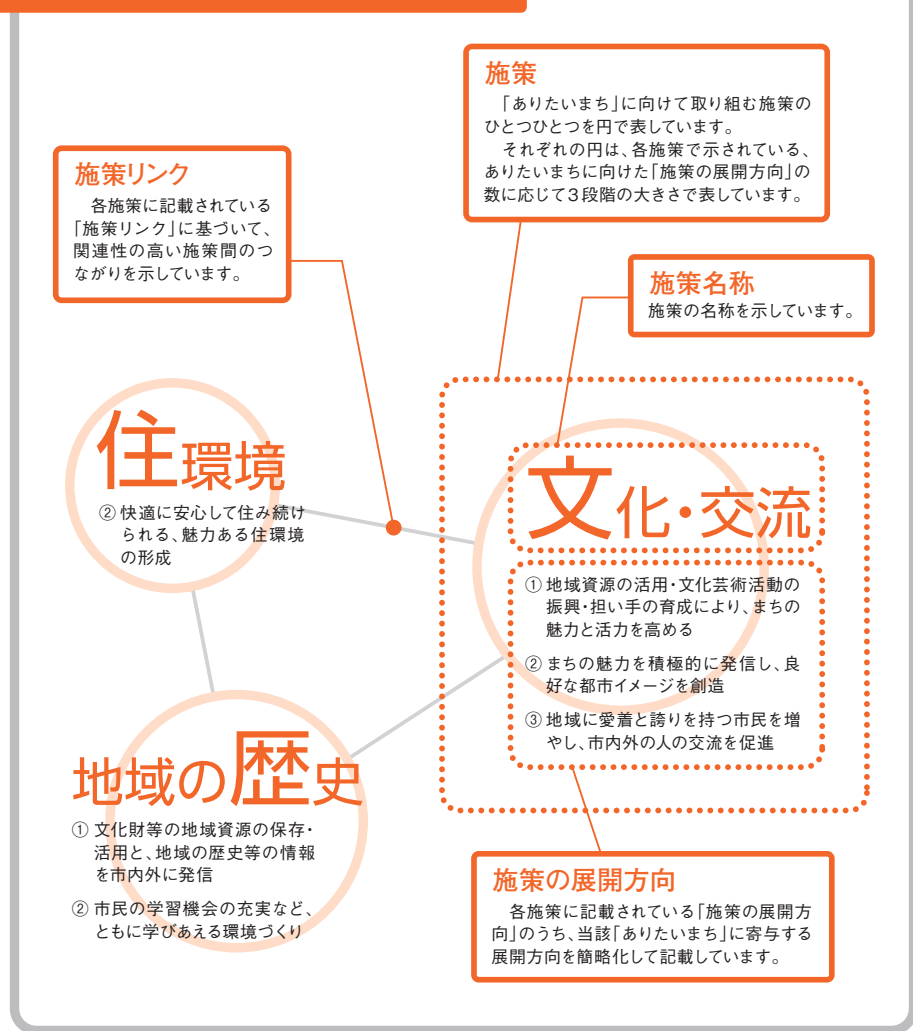


## (4) 施策ネットワークのイメージ

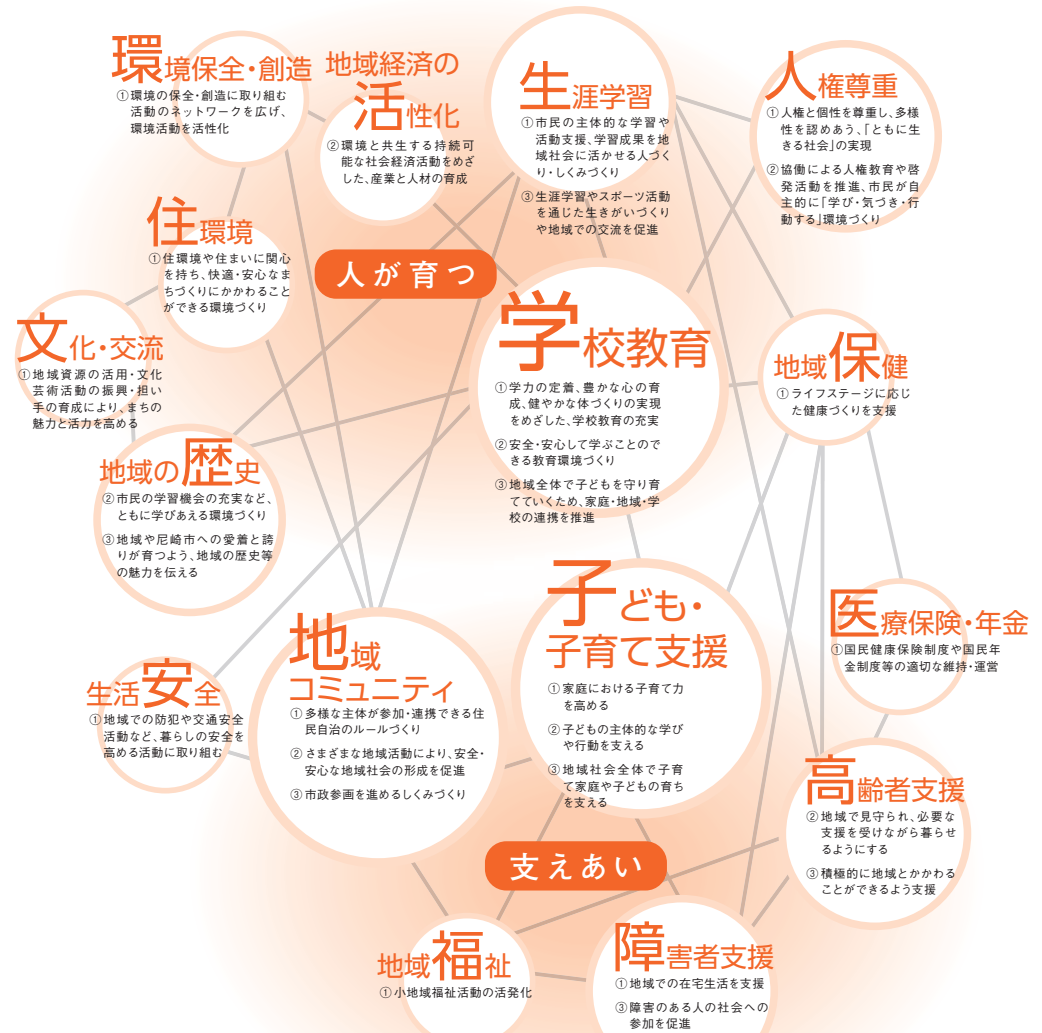
ここでは、「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりの様々な分野での取組を進めていくに当たって、それぞれの施策がどのように関連しているのか、どのような施策と連携を図っていくべきか、ということ意識していくため、特に関連性の高い施策間のつながりを「施策ネットワークのイメージ」として視覚的に表現しています。

各施策における「施策の展開方向」と4つの「ありたいまち」との関係（27～28ページ）と、他の施策との関連性（35～74ページの施策ごとの「施策リンク」）をもとに、「ありたいまち」ごとに示しています。

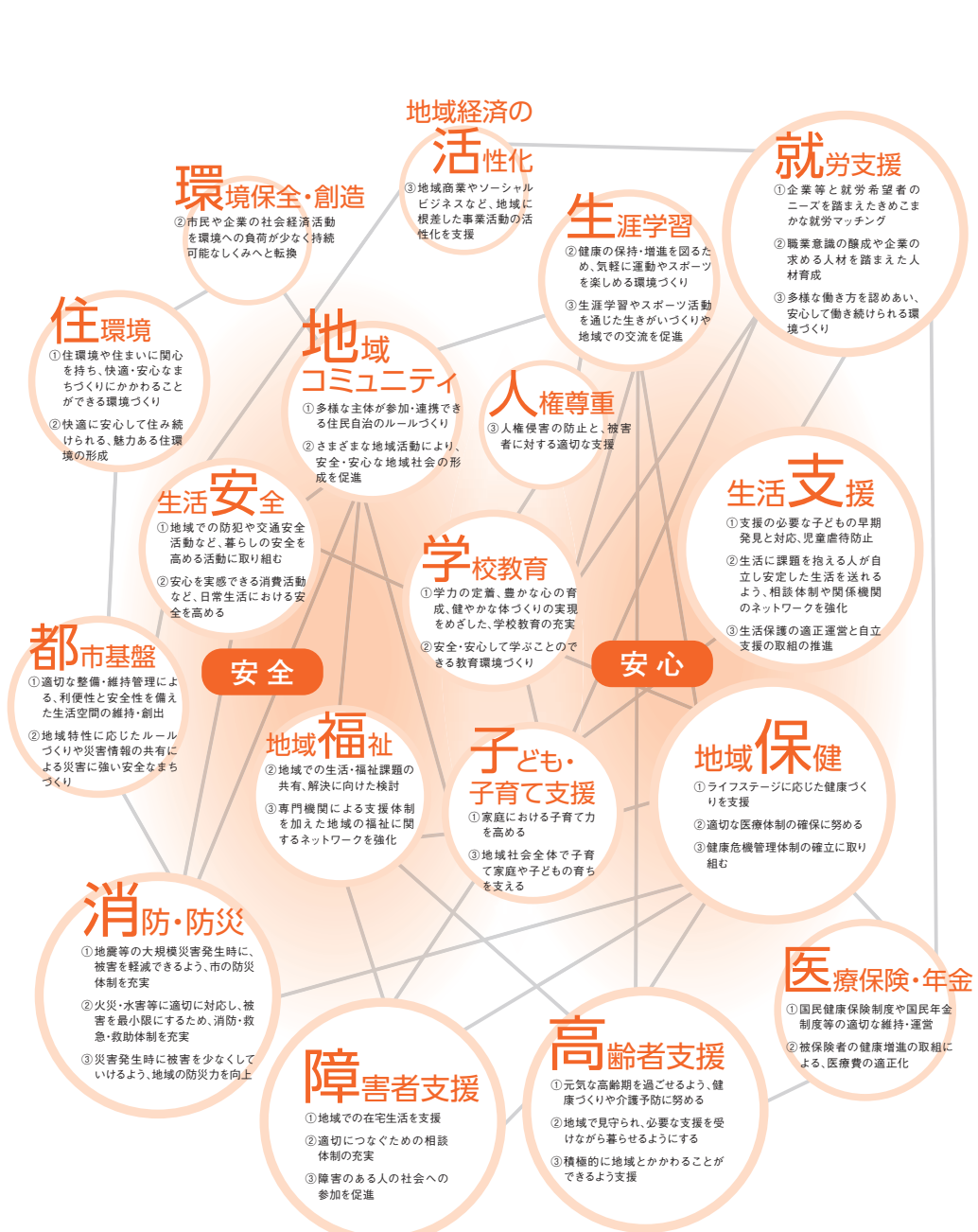
### 「施策ネットワークのイメージ」の見方



## 1 人が育ち、互いに支えあうまち



## 2 健康、安全・安心を実感できるまち



## 3 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち



## 4 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち



## 4 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しており、施策ごとに、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

また、「3. 各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行

政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容を基に、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

### 各論の構成（施策の見方）

#### 1 施策を考える背景

施策を展開していくに当たって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源等について、記載しています。

#### 2 施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるに当たっての、施策展開の方向性を示しています。また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

#### 施策01 地域コミュニティ

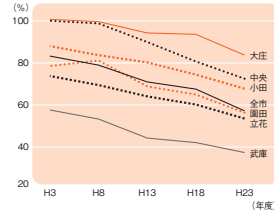
#### みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力ある地域社会をめざします。

#### 1 施策を考える背景

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治会です。
- 地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけることにも、

尼崎市社会福祉協議会加入率の推移

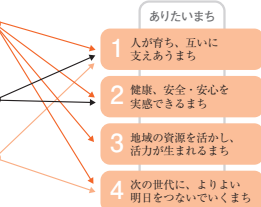


地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。

●市民アンケートからは、地域活動への参加に興味

#### 2 施策の展開方向

- 1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。
- 2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
- 3 市民の提案機会の拡大、広報機能の充実やシニアシップ教育など、市政参画をいっそう進めるとともに、



## 3 各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「市民・事業者」の欄の「①」等の数字と対応する形で「行政」の欄に「(⇔①)」という形で記載し、関連性を示しています。

### 施策リンク

「ありたいまち」をめざしていく上で、連携した取組が求められるなど、特に関連性が高い施策とのつながりを「リンク」として示しています。

また、連携の視点として、リンク先の施策に求める内容について簡潔に記載しています。

#### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者
- ① 近所づきあいや自治会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。
  - ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんではります。
  - ③ 地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。
  - ④ 地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。

#### ■ 地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 (⇔①②③④)

- 地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化をめざした連携のしくみづくりに取り組みます。
- 本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場をつくらします。

#### ■ 地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (⇔②)

- 職員の意識づくりや新しい公共の担い手となり人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シニアシップ教育の推進に取り組めます。

#### ■ 市民の市政参画を進めるとともに、

- 積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組めます。
- 地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となることと、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方針
社会福祉協議会の加入率	●市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	59.4% (平成23年度)	↑
提案型協働事業の応募団体の数	●地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募した団体の数です。	7団体 (平成23年度)	↑
市政に対して関心を持っている市民の割合	●市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。	40.0%	↑

分野別計画等 → 協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、地域福祉計画（H23～28年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H17～25年度）、地域保健医療計画（H16～24年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34年度）

## 4 進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査（H24.3）」をさします。

## 分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連するものをまとめています。計画期間については、H24.4.1現在の内容です。（※は、期間終了に向け、改定の取組を進めていくもの）

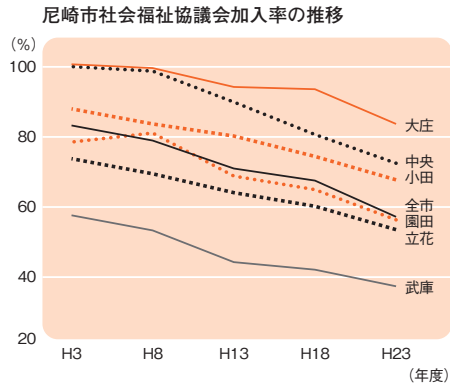
## みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域

への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

### 1 施策を考える背景

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協회가担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO等の新しい公共の担い手となる団

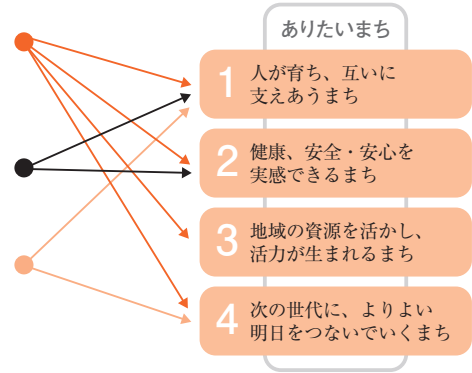


体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。

- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題です。

### 2 施策の展開方向

- 1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。
- 2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
- 3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシブシブ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者
- ① 近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。
  - ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。
  - ③ 地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。
  - ④ 地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。

- 行政
- 地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 (⇔①②③④)
    - 地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化をめざした連携のしくみづくり等に取り組みます。
    - 本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場をつくれます。
  - 地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (⇔②)
    - 職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シブシブ教育の推進に取り組みます。
  - 市民の市政参画を進めるしくみづくり (⇔③)
    - 積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。
    - 地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
社会福祉協議会の加入率	● 市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	59.4% (平成23年度)	↑
提案型協働事業の応募団体の数	● 地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募してきた団体の数です。	7団体 (平成23年度)	↑
市政に対して関心を持っている市民の割合	● 市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。	40.0%	↑

分野別計画等 協働のまちづくりの基本方向 (H19 年度～)、地域福祉計画 (H23～28 年度)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H17～26 年度)、地域保健医療計画※ (H16～24 年度)、生活習慣病予防ガイドライン (H23～34 年度)

地域の子育て力の向上支援

→No.4 子ども子育て

福祉コミュニティづくり 地域生活を支える

→No.6 地域福祉

地域における防災体制の充実支援

→No.12 消防・防災

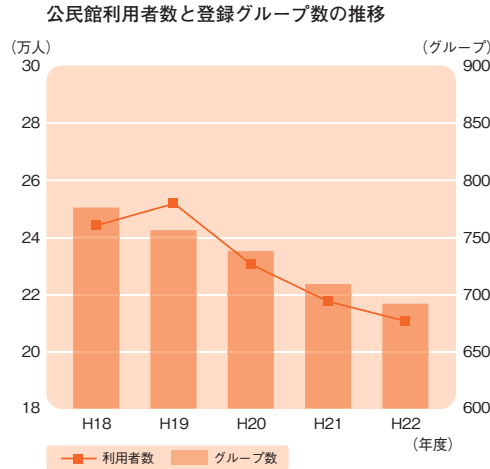
## 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

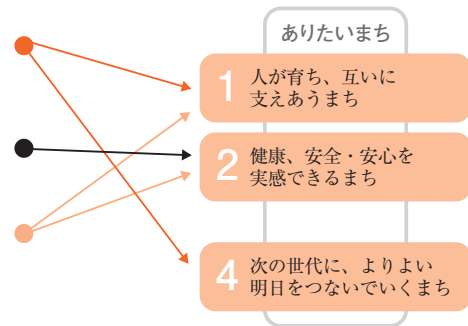
### 1 施策を考える背景

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただくことが大切です。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。



### 2 施策の展開方向

- 1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできるづくり・しくみづくりを進めます。
- 2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。
- ② 学習の成果や習得した知識を地域の中で活かすために、ボランティア活動等を行います。
- ③ 学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。
- ④ 事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域活動への参加や社会貢献に努めます。
- ⑤ 健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。

行政

#### 生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進 (⇔①②③④)

- 多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組みます。
- 市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。
- 学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりに活かせるようしくみづくりに取り組みます。
- 学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組みます。

#### 運動やスポーツによる市民の健康づくり (⇔⑤)

- 個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。

#### 市民の生きがいづくりや交流の推進 (⇔①③⑤)

- 歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。
- 誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくりに取り組みます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
公民館の利用者数	●公民館の1年間の利用者数から、自主的、自発的な学習活動に対する市民等の関心の度合いを測る指標です。6公民館の機能強化を図り、社会教育の発展をめざします。	466,844人 (平成22年度)	↑
健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合	●健康のために意識的に運動やスポーツをしている人の割合から、市民の健康に対する関心の度合いを測る指標です。市民意識調査における、健康の維持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある市民の割合の10%増をめざします。	63.7%	↑
地域活動の中で、生涯学習の成果が活かしていると感じる市民の割合	●市民意識調査において、「生涯学習に取り組んでいる」かつ「その成果をボランティア活動等を通して地域づくりに活かしている」と回答した市民の割合です。	5.9%	↑

#### 分野別計画等

子どもの読書活動推進計画(H18年度～)、生涯スポーツ振興計画(H22～31年度)、協働のまちづくりの基本方向(H19年度～)、次世代育成支援対策推進計画(H22～26年度)

地域コミュニティ活動を担う人材の育成

→No.1 地域コミュニティ

健康づくりや健康回復に向けた支援

→No.11 地域保健

地域の歴史に関する学習機会の提供

→No.17 地域の歴史

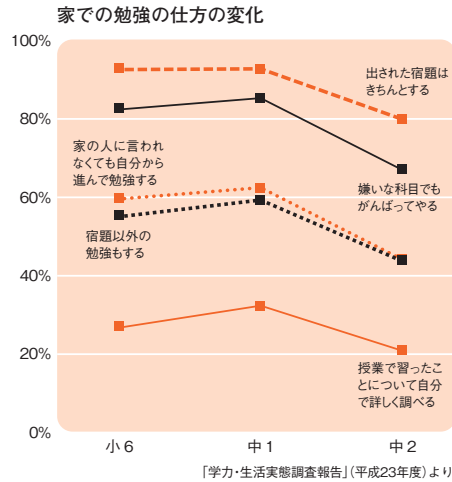
## 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学

校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が充実したまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

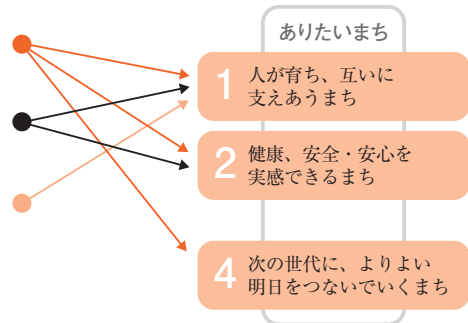
- まちづくり計画策定のためのアンケート調査の結果（平成23年3月）等でも、より一層の学力向上に対するニーズがある一方、中学校の進学とともに学習意欲が低下する傾向が見られることから、学習意欲の向上と確かな学力の定着に向けた取組が必要です。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組む必要があります。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要です。
- 高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、それらは現在の耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保を図るとともに老朽化している施設の改善が必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。



- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。

### 2 施策の展開方向

- 1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。
- 2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
- 3 地域全体で子どもを守り育てるため、家庭・地域・学校の連携を推進します。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者**
- ① 子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。
  - ② 子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。
  - ③ 子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活・生活習慣が身に付くように努めます。
  - ④ 安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施します。
  - ⑤ 子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的にかかわりを持ちます。

- 行政**
- **教育・学習内容の充実 (⇔①)**
    - 家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組めます。
    - 子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組めます。
  - **心のケア・心の教育の充実 (⇔②)**
    - 命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道徳教育・体験的学習の充実に取り組めます。
    - 人権意識や規範意識をはぐくむとともに、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、いじめや不登校等の未然防止に取り組めます。
  - **子どもの健康な体づくり (⇔③)**
    - 学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。
    - 地域で遊び、運動できる環境づくりを支援します。
  - **安全な教育環境の確保 (⇔④)**
    - 安全・安心な教育の場として地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化等に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図ります。
  - **家庭・地域・学校の連携推進 (⇔⑤)**
    - 学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。
    - 家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
学力調査における平均正答率の全国との比較(各教科の差)	● 学力調査での平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測る指標です。本市の子どもの学力を全国平均まで引き上げることをめざします。	小6 △0.3~△7.0 中1 +1.6~△2.8 中2 △0.6~△4.5 ポイント (平成23年度)	↑
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	● 小学校5・6年、中学生が受ける8種類の新体力テストの平均得点から、子どもの体力・運動能力の現状を測る指標です。80点満点における全体平均得点の向上を目標に、当面は兵庫県平均値までの引き上げをめざします。	45.2点 (平成23年度)	↑
学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	● 市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答した市民の割合です。	23.9%	↑

分野別計画等 学校施設耐震化推進計画 (H18～27年度)、児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン (H19年度～)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H22～26年度)、食育推進計画 (H22～26年度)

生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進

→No.2 生涯学習

家庭の子育て力の向上支援

→No.4 子ども・子育て

防災力の高い地域コミュニティづくり

→No.13 生活安全

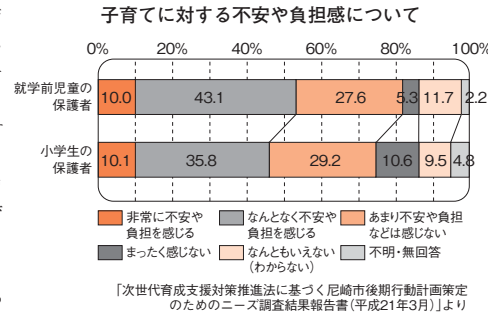
## 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育てを力高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや

行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。

### 1 施策を考える背景

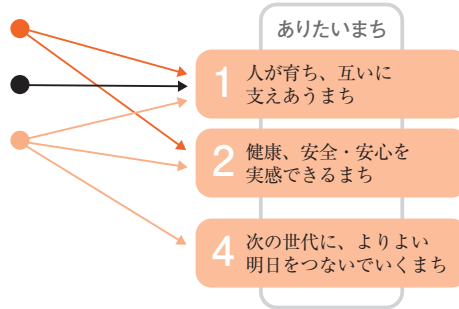
- 次世代育成支援に関するニーズ調査によれば、子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、また、子育てでの悩みとしては、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多くなっています。
- 母親の就労希望や保育所・児童ホームの利用者が増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱まっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題です。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題となっています。
- 本市の児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多く、また、非行等子どもにかかわる問題も依然としてあり、これらを未然に防ぐための地域環境づくりが求められています。
- 子どもが健やかに育つためには、成長過程で子ども



の人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるためのしきみを平成22年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員としてさまざまな責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かしつなぐなどのしきみの運用については、持続的な取組が必要になります。

### 2 施策の展開方向

- 1 家庭における子育て力を高めます。
- 2 子どもが主体的な学びや行動を支えます。
- 3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。
- ② 地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくるとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。
- ③ 保育所や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。
- ④ 事業者は、従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力に努めます。
- ⑤ 近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。
- ⑥ 大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等がはぐくまれるように、成長を支えます。
- ⑦ 地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。

#### ■ 家庭の子育て力の向上支援 (⇔①②③⑥)

- 家庭の子育て力が高まるための学びの機会づくりや、家族の協力の大切さについて意識啓発を行います。
- 子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。

#### ■ 保育事業、放課後児童対策等による支援 (⇔③)

- 保育サービスの充実、保育所や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。

行政

#### ■ 子どもの主体的な学びや行動への支援 (⇔④⑤⑥)

- 地域の身近な場所に安心して集い、癒され、遊びや楽しみの中から学ぶことができる居場所づくりに取り組みます。
- 子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場等の社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援します。

#### ■ 地域の子育て力の向上支援 (⇔②④⑤⑥)

- 地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。
- 子どもや子育て家庭を支援するための地域の主体的取組や活動を促進し、それにかかわる人材・グループの養成や、地域主体によるつながりづくりの支援等により、新たな社会資源づくりに取り組みます。

#### ■ 児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり (⇔⑤⑥⑦)

- 児童虐待と子どもの育ちの問題について意識啓発を行い、地域での早期発見に向けた主体的な取組が進むように働きかけます。
- 関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚や、事業者による主体的な取組への働きかけ等により、非行化防止に努めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	● 地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えることができているかを見る指標です。市民意識調査において、「子育ての悩みや不安について身近に相談できる地域の環境がある」と回答した市民の割合で、この値が増えることで、子育て不安の解消、ひいては虐待の防止等にもつながると見ることができます。	48.5%	↑
青少年活動の団体数	● 青少年センターにおける青少年グループ登録団体の数です。 ● この値が増えることは、子どもの主体的な活動やそれを支える活動が広がっていると見ることができます。	32団体 (平成23年度)	↑
子育てに関する活動グループ数	● 子育てサークル育成事業の登録グループの数です。 ● 地域で活動する子育てグループの数が増えることは、地域で子どもの育ちを支える第一歩となると考えられます。	39グループ (平成23年度)	↑

心の教育の充実、関係機関と連携した子どもの安全確保

→No.3 学校教育

支援を要する子どもの早期発見と早期対応

→No.9 生活支援

母子保護サービスの充実、小児救急医療体制の確保

→No.11 地域保健

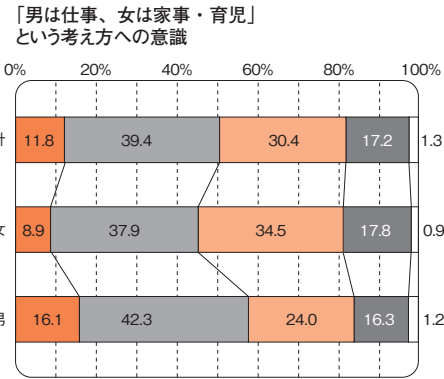
## 人権文化の息づくまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民が

さまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

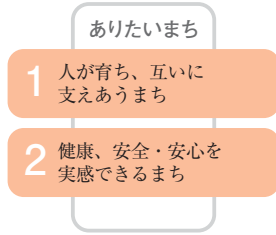
- 人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらに持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
- 同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- インターネットによる人権侵害、社会的弱者やマイノリティへの差別等の新たな人権問題への対応が課題です。
- 在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。
- 男女が対等な立場で社会に参画する上での阻害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。



「男女共同参画社会をめざした市民意識調査報告書(平成23年8月)」より

### 2 施策の展開方向

- 1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
- 2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
- 3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。
- ② 地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根差した人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言します。
- ③ 日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解を深めるとともに、世界平和を願う意識を醸成します。
- ④ 男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。
- ⑤ 事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを徹底し、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行います。

行政

- 人権問題の啓発と人権教育の取組 (⇔①②)
  - 職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。
- 人権侵害の防止と被害者への支援 (⇔①②)
  - 地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。
- 多文化共生社会の実現 (⇔③)
  - 多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。
  - 世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。
- 男女共同参画社会の実現 (⇔④⑤)
  - 啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確立に向けた条件整備、ドメスティック・バイオLENス(DV)の防止等に取り組みます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合	● 市民意識調査において、職場や地域等の身近なところで「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した市民の割合です。	38.2%	↓
啓発事業への参加者数	● 学習会や講演会、人権イベント等への市民の参加者数です。	107人 (平成23年度)	↑
性別による固定的な役割分担に対する市民意識	● 市民意識調査において、「『男性は仕事、女性は家事・育児』といった考えに同意しない」と回答した市民の割合です。	63.6%	↑

分野別計画等 → 人権教育・啓発推進基本計画(H22～31年度)、国際化基本方針(H6年度～)、第2次男女共同参画計画(H24～28年度)、配偶者等からの暴力対策基本計画(H24～28年度)

生涯学習の機会の提供、市民の生きがいづくりや交流の促進

→No.2 生涯学習

心の教育の充実

→No.3 学校教育

支援を要する子どもの早期発見と早期対応

→No.9 生活支援



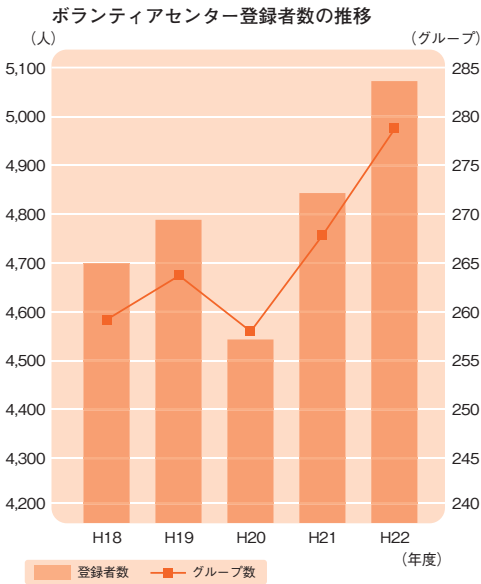
## 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなで地域福祉をはぐむことによって、地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で

送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

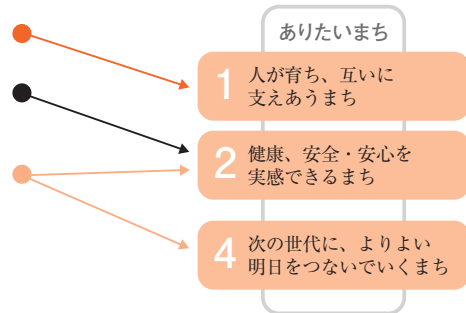
### 1 施策を考える背景

- 少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 地域のつながりを活かした地域福祉の重要性は、高齢化が進むなかで増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。
- 一方、ボランティアや自主的なサークル、NPO等多様な主体の活躍もみられます。これらを結び付け、補いあうことで、よりよい効果につなげていくことが課題です。
- 各地区を比較すると、南部地区は高齢化が進んでいる一方、近所づきあいの割合がやや高い傾向にあるなど、地域の特性が見られます。市内の各地区における発展の形態や住環境等地域によって差があり、そうしたなかでその地域ごとの生活・福祉課題を把握していくことが必要です。
- また、身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要です。
- 平成23年度から、市と社会福祉協議会が連携して、地域の実態の把握を行い、地域のネットワークづくりに関してスムーズな基盤整備が進むよう、取組をはじめめています。



### 2 施策の展開方向

- 1 小地域福祉活動を活発にします。
- 2 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
- 3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者
- ① 地域での活動を通じて、住民同士お互い顔の見える関係を築きます。
  - ② 地域での活動を通じて、理解者を増やし、活動に参加する人が増えるよう努めます。
  - ③ 自分たちの活動だけでなく、他の活動にも目を向けることで、連携等ができるようになります。
  - ④ 身近な地域の小地域福祉活動を広げられるよう地域が一体となり、取り組みます。
  - ⑤ 生活・福祉課題を身近な生活圏域の中で共有できるように努めます。
  - ⑥ 身近な地域で要援護者を発見し、専門機関等につなぐことに努めます。
  - ⑦ 事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。

- 行政
- **新たな人材と組織の育成支援 (⇔①②)**
    - 地域で活動する住民や団体等を支援します。
    - 幅広い担い手の参画や円滑な世代交代が図られるよう、担い手の広がりをつなぐ取り組みを支援します。
  - **地域生活を支える福祉コミュニティづくり (⇔②③④⑤)**
    - 地域福祉についての全市民的意識啓発に取り組みます。
    - 関係課や地域の機関等との調整・連携による既存施設の一部開放など、身近な拠点での活動を支援します。
    - 住民や団体、当事者、事業者、NPOなど、地域の多様な主体が参加して生活・福祉課題等を話しあう場の設置を促進します。
    - 制度をまたぐ課題や谷間にある課題を発見し、協働して対応できるよう調整や支援を行います。
  - **地域福祉に関する相談、支援体制づくり (⇔⑥⑦)**
    - 専門機関が連携した支援体制づくりを推進します。
    - 自己の権利を表明することが困難な人が、安心して必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。
    - 福祉サービス事業者への指導・助言等を行い、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
ボランティア登録者数	● 担い手の広がりを見る指標です。 ● 小地域福祉活動はさまざまな方々が取り組んでおり、その担い手のひとつの形として、ボランティアのコーディネートを行っている尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数を見ることがしています。	5,502人 (平成23年度)	↑
<sup>*46</sup> 「地域福祉会議」の設置地区数	● 地域の生活・福祉課題の共有・検討の場の広がりを見る指標です。 ● 小地域福祉活動が広がった結果のひとつの形として展開される地域福祉会議の設置数を見ることがしています。	0 社会福祉 連絡協議会 (平成23年度)	↑
孤立感を感じている市民の割合	● 地域生活を送る上で、孤立感を感じている人の割合です。市民意識調査において、「家族以外で頼れる人はいないが、いればよいと思う」と回答した人の割合とします。 ● 小地域福祉活動を広げていくなかで、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることをめざします。	32.1%	↓

分野別計画等 → 地域福祉計画 (H23～28年度)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (H24～26年度)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H22～26年度)、障害者計画 (H21～26年度)、障害福祉計画 (H24～26年度)、協働のまちづくりの基本方向 (H19年度～)

地域福祉活動に取り組む  
地域コミュニティの形成  
活性化

→No.1  
地域  
コミュニティ

地域社会全体で子どもの育ちを支える

→No.4  
子ども・子育て

地域の高齢者・障害のある人の見守り

→No.7-8  
高齢者支援  
障害者支援

## 高齢者が地域で安心して暮らせるまち

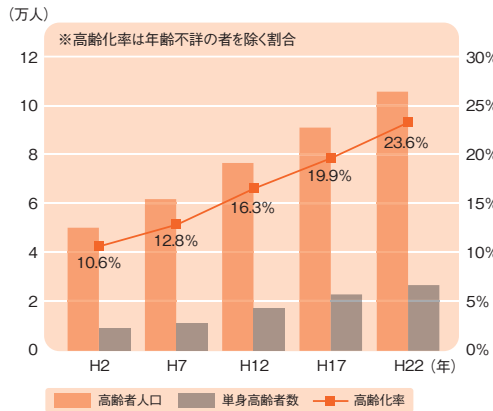
高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳

を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。

### 1 施策を考える背景

- 本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加が見込まれます。
- 本市では、比較的に要介護の認定率が高く、かつ重度の方が多く見られます。今後も高齢者が増えるなか、健康づくりや介護予防は市民の生活の質を高める上で重要な課題であるとともに、ひいては要介護者を支える介護保険制度の安定運営にもつながります。
- 単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってきます。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要です。
- 高齢者を取り巻きさまざまな問題に対応するため、権利擁護に努める必要があります。
- 高齢者が増加するなか、介護予防から高齢者虐待に至るまで高齢者に関する相談内容は複雑化してきており、地域の身近な相談・支援窓口であって、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として設置している地域包括支援センターの

高齢者の状況と単身高齢者数の推移(国勢調査結果)

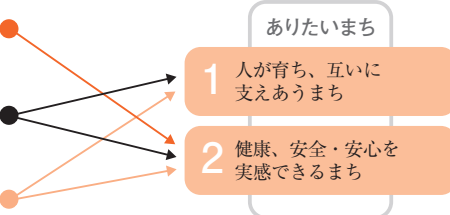


役割はより重要になってきています。

- 本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング(歩くこと)を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防の面からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考えられます。

### 2 施策の展開方向

- 1 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
- 2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
- 3 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 若い頃から自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。
- ② 援護を必要とする近隣高齢者等に思いやりを持って接し、声かけをはじめ、地域で見守ることのできる体制を構築するとともに、高齢者の地域参加を支援します。
- ③ 事業者は、高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。
- ④ 事業者は、安全性、利便性を意識し、段差の解消や手すりの取付け等に取り組みます。
- ⑤ 高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。
- ⑥ 事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。

行政

#### ■ 健康づくり・介護予防の推進 (⇔①)

- 壮年期からの介護予防の取組等を充実させ、広がるように働きかけていきます。
- 認知症への適切な対応のため、介護予防の取組のなかで認知症高齢者の早期発見に努めるほか、認知症の方への正しい理解の普及啓発に努めます。

#### ■ 高齢者を地域で見守ることができる体制づくり (⇔②)

- 見守り活動等に必要な地域の高齢者についての情報を可能な限り提供します。
- 地域の各主体が横断的につながることができるよう調整するなど、総合的な支援を行います。
- 地域包括支援センターによる支援の充実にも努めるとともに、市民への周知に取り組みます。

#### ■ 支援体制の充実と権利擁護 (⇔③)

- 介護保険のサービス内容の周知を行うとともに、高齢者のニーズに対応した事業所の指定を行うなど施設サービス、在宅サービスの確保に努めます。
- 成年後見制度等の活用や高齢者に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。

#### ■ 社会参加の促進 (⇔④⑤⑥)

- ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。
- 高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
いきいき100万歩運動参加者	● 介護予防の取組の広がりを把握するための指標です。 ● 時間や場所に制約なく適度な運動(1日1万歩)を継続できる、ウォーキング事業に参加している高齢者数。	6,554人 (平成23年度)	↑
生きがいを持つ高齢者の割合	● 高齢者が生きがいを持って生活できていることを見る指標です。 ● 市民意識調査において、「生きがいを感じる、又は今後してみたいことがある」と回答した高齢者の割合です。	65.4%	↑
要支援高齢者等見守り活動地域	● 高齢者が地域で見守られながら生活できていることを見る指標です。 ● 見守り活動は地域によってさまざまですが、ここでは地域住民で構成される「見守り協力員」「見守り推進員」による、高齢者等への見守りが行われている地域を見ていくこととします。	16地域 (平成23年度)	↑

分野別計画等 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H24～26年度)

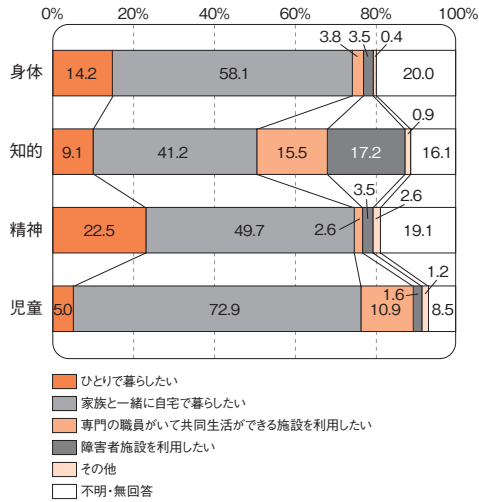
## 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

### 1 施策を考える背景

- 障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム<sup>\*16</sup>等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要です。
- また、知的障害のある人、障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行ってきています。
- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。
- これまでの相談支援体制では、ライフステージ<sup>\*74</sup>ごとに相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要な情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

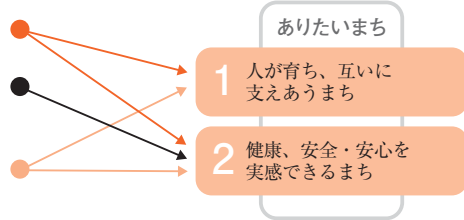
障害のある人の今後の暮らし方への希望について



〔「尼崎市障害者計画」等改定のためのアンケート調査結果報告書(平成20年3月)〕より

### 2 施策の展開方向

- 1 地域での在宅生活を支えます。
- 2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
- 3 障害のある人の社会への参加を促進します。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者
- ① 障害のある人・子どもに対する理解を深めます。
  - ② 地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流を深めます。
  - ③ 障害のある人の地域での生活を見守り、ともに生活できるよう必要に応じて支援します。
  - ④ 事業者は、日常生活を支える障害福祉サービス等を提供します。
  - ⑤ 事業者は、障害のある人の雇用に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。
  - ⑥ 相談支援事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるようにします。

- 行政
- 日常生活での交流の支援 (⇔①②③)
    - 障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人とない人との交流を支援します。
  - 日常生活の支援の充実と権利擁護 (⇔④)
    - ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援など、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。
    - 成年後見制度の活用や障害のある人に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。
  - 働く場の確保 (⇔⑤)
    - 国、県等と連携しながら、障害のある人の働く場を確保するよう努めます。
  - 相談体制の充実とネットワークの構築 (⇔⑥)
    - 市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れない相談支援など、総合的な相談支援体制の構築に努めます。
    - 複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心に行います。
  - 社会参加の促進 (⇔②③)
    - 障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知など、民間の取組を支援します。
    - 公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーション等を含めて、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	● 市民意識調査において、「障害のある人が日常生活していくことができる地域の環境が整っている」と回答した市民の割合です。 ● この数値で、障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受入れ環境が整ってきているかを測るものとします。	32.1%	↑
グループホーム、ケアホーム <sup>*17</sup> の利用者数	● 障害のある人が入所から地域生活への移行や、地域での生活を継続していることを示す指標です。 ● 地域の理解が得られないと整備が進みにくいため、受入れ環境が整っているかを示す指標ともなります。	166人 (平成23年度)	↑
委託就労支援機関 <sup>*29</sup> を通じた就労者数	● 本市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った数です。	13人 (平成23年度)	↑

分野別計画等 → 障害者計画(H21～26年度)、障害福祉計画(H24～26年度)、地域福祉計画(H23～28年度)、次世代育成支援対策推進行動計画(H22～26年度)、地域保健医療計画※(H16～24年度)、人権教育・啓発推進基本計画(H22～31年度)

すべての子どもが交流し互いに育つ

→No.4 子ども・子育て

障害のある高齢者を支援する

→No.7 高齢者支援

医療面で障害者の日常生活を支える

→No.11 地域保健

## 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

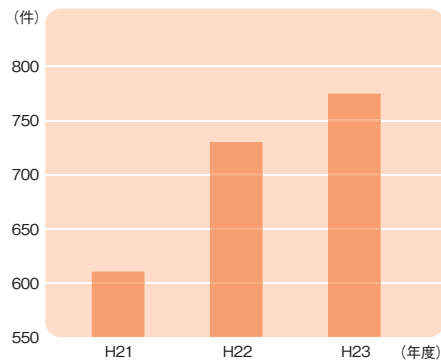
失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加しているなかで、生活に課題

を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

- 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。
- 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内におけるさまざまな課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。<sup>\*71</sup>
- 昨今の経済情勢を背景に、失業や不安定就労など、生活を支える課題が増加し、深刻化しています。
- 最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

要保護児童に関する相談件数(要保護児童対策地域協議会)



### 2 施策の展開方向

- 1 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
- 2 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
- 3 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

ありたいまち

2 健康、安全・安心を  
実感できるまち

### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 児童虐待について正しい知識を持ち、誰もが発見者となりうることを意識するとともに、児童虐待と疑われる事例を発見した場合には通報します。
- ② 子どもの健やかな育ちや安全への配慮のため、地域での見守りに努めます。
- ③ 児童虐待防止に関する啓発事業に積極的に参加し、児童虐待の早期発見に努めます。
- ④ 生活に課題を抱える人の自立に向けて、ともに考えていくという視点を持ちます。
- ⑤ 事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労体験等の取組に協力します。

#### ■ 支援を要する子どもの早期発見と早期対応 (⇔①②③④)

- 市民の理解と協力を得るため、地域の団体と連携しながら、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。
- 家庭児童相談を実施するほか、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。<sup>\*23</sup>
- 要保護児童対策地域協議会<sup>\*72</sup>において要保護児童への支援体制の強化を図ります。

行政

#### ■ 幅広い支援に向けた連携 (⇔④)

- 生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。
- 生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携して総合的に支援します。

#### ■ 生活保護の適正運営と自立支援 (⇔④⑤)

- 法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心して信頼される取組を進めます。
- 生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。
- 生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
要保護児童に関する個別ケース検討件数	● 要保護児童に関する検討が積極的に行われていることを見る指標です。 ● 要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。この件数が増えることで、多くの事例を蓄積、共有することになるため、この施策の指標としています。	289件 (平成23年度)	↑
生活保護受給者就労支援事業 <sup>*34</sup> における就労開始件数	● 生活保護受給者に対する就労支援事業の効果を見る指標です。 ● 生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいい、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながると見ることができ、この施策の指標としています。	301件 (平成23年度)	↑

#### 分野別計画等

地域福祉計画 (H23～28年度)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H22～26年度)、第2次男女共同参画計画 (H24～28年度)、配偶者等からの暴力対策基本計画 (H24～28年度)、人権教育・啓発推進基本計画 (H22～31年度)

地域社会全体で子どもの育ちを支える

→No.4  
子ども・子育て

雇用と就労マッチングの推進、  
就労力向上の支援

→No.14  
就労支援

## 医療保険で健康な生活を支えあうまち

支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度を将来にわたって継続的かつ安定的に運営していくとともに、国が運営する国民年金制度に関する相談業務を行うなど、国と連携した取組を通

じて市民生活の安定を図り、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし社会に参画し続けられるまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、安心して健康な暮らしを送っていくため、なくてはならない社会保障のしくみです。このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関はお互いに協力し、支えあっていく必要があります。
- しかしながら、急速な高齢化の進行や低所得者の増加、また、生活環境の変化等による生活習慣病の増加に伴う療養給付<sup>\*75</sup>の増加等により、国民健康保険制度の運営は厳しい状況となっています。
- こうしたことから、被保険者自身の生活習慣の改善や保険料の納付等を促すため、また、無年金者の発生を防止するため、医療保険制度、国民年金制度のしくみや社会的役割等に対する市民の認知と理解を深めていく必要があります。
- 加えて、健診・保健指導を通じた生活習慣病の予防と重症化予防による被保険者の健康増進と制度の適切な維持・運営の両立が課題となっています。

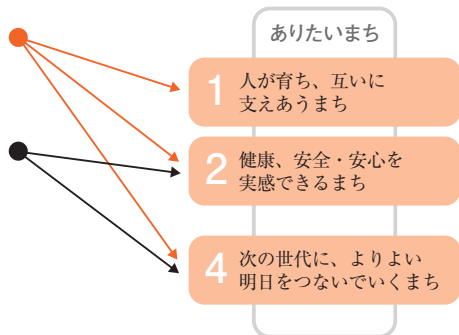


特定健診会場

- また、健康な市民生活を支えていくためには、医療保険制度の安定だけでなく、地域経済の安定・活性化や雇用問題等の社会的な課題に対して総合的に取り組んでいく必要があります。

### 2 施策の展開方向

- 1 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。
- 2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者**
- ① 市民、事業者、医療機関は、医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、それぞれができることに取り組み、協力しあいます。
  - ② 医療保険制度や国民年金制度の趣旨を理解し、制度の適正な利用や保険料の納付に努めます。
  - ③ 事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防をめざす市民をサポートする環境づくりに取り組みます。
  - ④ 生活習慣病予防のための健診や保健指導を活用し、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」の健康指標の達成をめざし、自ら健康の維持、増進に努めます。

- 行政**
- **国民健康保険制度など、医療保険制度の適切な維持・運営** (⇔①②)
    - 国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、国民健康保険等の保険料収納対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。
  - **国等と連携した国民年金制度の運営** (⇔②)
    - 制度の運営者である国や、他の関係機関と連携を図りながら、国民年金にかかる被保険者資格の管理や相談業務、制度周知・広報等を実施します。
  - **被保険者の健康増進による医療費の適正化** (⇔①③④)
    - 特定健診・生活習慣病予防健診や保健指導、健康についての学習機会の提供、市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
生活習慣病の重症化による高額な医療費の発生件数の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病の重症化した状態である脳・心血管疾患によって発生する高額な医療費を適正化するため、健診・保健指導に加え、重症化予防対策など、各種保健事業を実施します。</li> <li>● これらの評価については、医療費の発生件数のうち、脳・心血管による高額医療費の割合を指標とし、その減少をめざします。</li> </ul>	21.1% (平成22年度)	↓
特定健診・保健指導の受診率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健診受診率は、国民健康保険の特定健診対象者のうち、特定健診を受診した方の割合です。</li> <li>● 保健指導実施率は、特定健診を受診した方のうち、保健指導を受けた方の割合です。</li> <li>● 医療費の適正化に向けた生活習慣病予防の取組を進めていくため、これらの指標の向上をめざします。</li> </ul>	特定健診受診率 32.9% (平成22年度) 保健指導実施率 45.4% (平成22年度)	↑
国民健康保険料の口座振替加入率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険の安定的な運営、保険料収納率の向上に寄与するため、被保険者の口座振替の促進に取り組み、加入率の向上をめざします。</li> </ul>	43.4% (平成23年度)	↑

分野別計画等 国民健康保険特定健康診査等実施計画※(H20～24年度)  
生活習慣病予防ガイドライン(H23～34年度)

高齢者の健康づくり・介護予防の推進

→No.7  
高齢者  
支援

健康づくりや健康回復のための支援

→No.11  
地域保健

就労支援と多様な働き方を支える  
環境づくり

→No.14  
就労支援

## いきいきと健康に安心して暮らせるまち

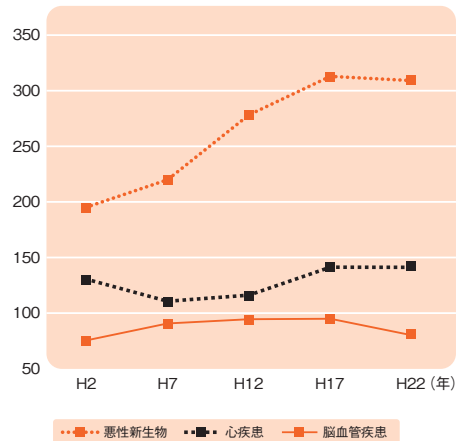
市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で市民の健康づくりを支えることで、一人ひとりが心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるま

ち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、生活衛生面で快適に安心して過ごせるまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

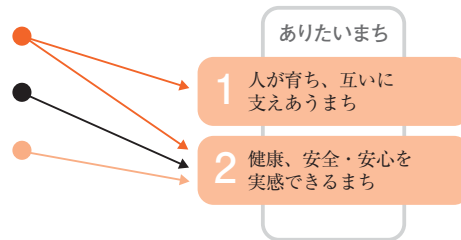
- ライフスタイルや社会環境の変化等に伴い、生活習慣病になる人や心身の健康問題で社会生活を営むことが困難な人が増えており、一人ひとりの生涯にわたる健康づくりへの取組が重要になっています。また、本市では悪性新生物（がん）による死亡率が全国及び兵庫県と比較して高くなっています。
- 出産や育児について見ると、本市では若くして出産される方が兵庫県下の他市町と比較して多く、親になる意識の醸成が十分でない傾向があり、養育支援が必要な家庭が多くなっています。
- 医療に対する市民のニーズは増大かつ専門性を求めている。適切な医療体制の充実が必要になっています。
- 近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が見られ、緊急時における感染症対策の強化が求められています。
- 東日本大震災のような大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- 食の問題にかかる意識が高まるなか、近年、生食用牛肉の食中毒や食品の放射能汚染等が発生しており、生活衛生対策による安全の確保が重要になっています。

三大死因別死亡率(人口10万人対)の推移



### 2 施策の展開方向

- 1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
- 2 適切な医療体制の確保に努めます。
- 3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。



### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 健康づくり、出産・育児、感染症等について正しく理解し、各種検診（健診）や予防接種を受けるようにします。
- ② 出産・育児等に関する情報を地域で共有し、関係機関と連携しながら、地域の子育て力の向上に努めます。
- ③ 市民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という自覚を持って、食生活の改善や運動の実践に取り組むなど主体的に心と体の健康づくりをします。
- ④ 地域住民が主体となり、その地域で取り組んでいる健康づくり活動等の推進に努めます。
- ⑤ 医療関係機関は、医療サービスの質の維持・向上等に努めるとともに、疾病の早期治療に努めます。
- ⑥ 「食」への関心を深め、身近なところから衛生状態に気を配り、生活衛生環境の向上に努めます。

行政

- **思春期の教育、出産・子育てにかかる支援** (⇔①②)
  - 思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます。
  - 母子保健サービスの充実を図るほか、小児救急医療体制の確保に努めます。
- **健康づくりや健康回復のための支援等** (⇔③④)
  - 健康的な生活習慣づくりに向けた意識啓発や各種検診（健診）の受診勧奨を図るとともに、地域で生涯にわたる心と体の健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。
  - 大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神保健にかかる医療体制の構築を推進します。
- **健康危機管理体制の確立**
  - 感染症の予防・拡大防止のほか、災害時等の緊急時における対応体制の確立に努めます。
- **地域医療体制の確保** (⇔⑤)
  - 医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。
- **生活衛生面の体制確保**
  - 食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。
- **課題解決に向けたしくみづくり** (⇔①～⑥)
  - 食や健康づくりに関する課題解決に向けて、市民の取組、協働できるしくみづくりを進めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
自分が健康であると 感じている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分が健康であると感じている人が増えているかを見る指標です。</li> <li>● 市民意識調査において、「健康だと思う」「どちらかといえば健康だと思う」と回答した市民の割合（主観的健康感）の合計値です。</li> </ul>	75.7%	↑
尼崎市と連携して 健康づくりに取り組む団体、 組織数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域いきいき健康プランあまがさき」における「健康づくり指標」を広く周知し、その実践や普及啓発に取り組んでいただける団体、事業者等の数です。</li> <li>● この値が上がることは、地域での健康づくり活動が広がっていく基盤が育っていると見ることができます。</li> </ul>	— (平成25年度から設置)	↑
妊娠11週以下の届出率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠がわかった時点で早期に妊娠届出を出す人の割合を見る指標です。</li> <li>● 妊娠中の健康管理と安全な出産のため、妊娠届出時に母子健康手帳の交付と同時に保健師が面接し、妊娠・出産・育児への意識付け等母性の育成を図ることができます。</li> </ul>	90.1% (平成23年度)	↑

分野別計画等

地域保健医療計画※(H16～24年度)、食育推進計画(H22～26年度)、地域福祉計画(H23～28年度)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H24～26年度)、障害者計画(H21～26年度)、障害福祉計画(H24～26年度)、次世代育成支援対策推進行動計画(H22～26年度)、国民健康保険特定健康診査等実施計画※(H20～24年度)、地域防災計画(S36年度以降毎年修正)、生活習慣病予防ガイドライン(H23～34年度)

運動やスポーツによる市民の健康づくり

→No.2  
生涯学習

子どもの健康づくりや食育の推進

→No.3-4  
子ども  
学校教育

高齢者の健康づくり、介護予防の推進

→No.7  
高齢者  
支援

## 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

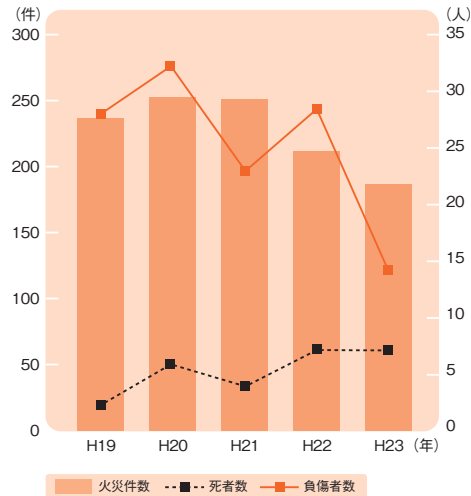
阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・

防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

### 1 施策を考える背景

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯である本市での津波の想定等を見直すとともに、防災体制の強化を図ることが課題です。
- 今後、予測される高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、複雑多様化している災害への対応が求められています。
- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題です。

火災件数の推移



### 2 施策の展開方向

- 1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
- 2 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
- 3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。

ありたいまち

2 健康、安全・安心を  
実感できるまち

### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 各家庭において食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行います。
- ② 急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行います。
- ③ 救急車を適正に利用します。
- ④ 住宅用火災警報器の設置や、防火管理体制の充実強化等火災予防に取り組みます。
- ⑤ 地域の防災力向上のために、自主防災活動に参加・協力します。
- ⑥ 災害時に地域の協力によって速やかに避難できるよう、普段から避難訓練等を行います。
- ⑦ 事業者は、防火管理体制の強化や定期的な消防訓練を行うとともに、災害発生時には地域の防災活動に協力します。

行政

#### ■ 防災対策の充実

- 南海地震等の被災想定の見直し、民間施設等と連携した避難場所の確保、防災体制の強化、避難マニュアルの整備、関係機関と連携した防災体制の強化等に取り組みます。

#### ■ 消防・救急・救助体制の充実

- 救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及びAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。
- 災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。

#### ■ 消防施設等の整備・充実

- 消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。

#### ■ 市民・事業者における火災予防・防災対策支援 (⇔④)

- 災害から自らの生命を守るために必要な能力等を向上させていくため、市民や事業所への防火指導、防災知識の啓発や救命講習等を実施します。

#### ■ 地域における防災体制の充実支援 (⇔⑤⑥)

- 自主防災組織の活動支援、災害時要援護者の登録及び支援者の確保、福祉避難所の設置等に取り組みます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防・防災体制が整うことで、市民が安全・安心に生活を送れているかを見る指標です。</li> <li>● 市民意識調査において、市の消防・防災体制が、「安心」「どちらかといえば安心」と回答した市民の割合です。</li> </ul>	73.4%	↑
人口10万人当たりの火災死者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口10万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。(焼死者数 ÷ 総人口 × 10万人)</li> </ul>	1.54人 (平成22年度)	↓
地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域が自ら主催して実施する防災訓練の実施回数です。</li> </ul>	— (平成24年度から調査)	↑

分野別計画等

地域防災計画 (S36年度以降毎年修正)、水防計画 (S26年度以降毎年修正)

地域医療体制の確保

→No.11  
地域保健

放火の防止など、防犯力の高い  
地域コミュニティづくり

→No.13  
生活安全

都市基盤の整備・維持による  
安全空間の創出

→No.20  
都市基盤

## 生活に身近な安心を実感できるまち

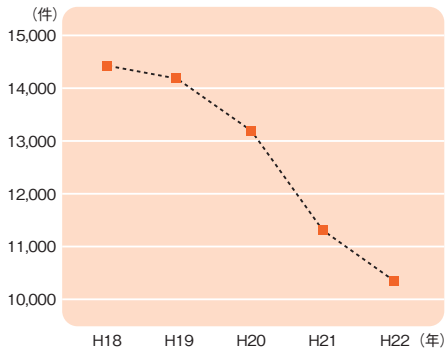
市民が日常生活の中に安全や安心を実感しながら暮らしていけるよう、市民自らが生活の安全性を高める活動と行政の支援により、地域での防犯活動や消費

者被害の未然防止、生鮮食料品の安定供給、交通安全といった市民生活面での安全を支えるための取組を進めていきます。

### 1 施策を考える背景

- 市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要です。
- 地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全性を高めるためには、警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- また、近年、悪質商法や架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあつては、消費者被害の未然防止や被害者の救済、安全な生鮮食料品の安定供給といった行政による消費者を守っていく取組だけでなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。

犯罪認知件数の推移



### 2 施策の展開方向

- 1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
- 2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

ありたいまち

- 1 人が育ち、互いに支えあうまち
- 2 健康、安全・安心を実感できるまち
- 3 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

### 3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 日常生活の中で一人ひとりが防犯について意識し、日常の散歩やウォーキング等を兼ねてできる見回り活動・パトロール等の防犯活動等に協力しあつて、安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。
- ② 一人ひとりが自転車をはじめとする交通ルールやマナーを遵守するとともに、家庭や学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。
- ③ 消費に関する学習・啓発の機会を活用し、さまざまな商品や商取引等についての知識や関心を持つ賢い消費者となることに努め、自ら消費者被害に遭わないよう備えるとともに、地域や環境、社会に貢献できる消費行動を心がけます。
- ④ 悪質な訪問販売や金融商品等による被害を防ぐため、地域や各種団体が高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。
- ⑤ 事業者は、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、法令の遵守と倫理的な事業活動、情報開示に努めます。

行政

#### ■ 防犯力の高い地域コミュニティづくり (⇔①④)

- 警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。

#### ■ 交通安全対策の推進 (⇔②)

- 家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組みほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。

#### ■ 安心できる消費生活を実現する環境づくり (⇔③④⑤)

- 市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費者紛争における相談やあつせん等に取り組みます。
- 市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営に努め、安全・安心な生鮮食料品の提供や、食の安全に関する情報発信等に取り組みます。
- 計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
市内の犯罪認知件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の警察署において認知した刑事事件の件数です。(交通事故に係る業務上過失致死傷罪を除く。)</li> <li>●市民生活における安全性を示す指標として、地域での防犯活動の活性化等を通じて犯罪の抑止に努め、件数の減少をめざします。</li> </ul>	10,401件 (平成22年度)	↓
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意識調査において、「日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。</li> <li>●交通安全や防犯等日々の暮らしの中で、市民が安全・安心を実感できているかどうかを測る指標として、生活安全対策の取組を進めることにより向上をめざします。</li> </ul>	54.3%	↑

分野別計画等 交通安全計画 (H23～27年度)

防犯活動などに取り組む地域コミュニティの形成・活性化

→No.1 地域コミュニティ

地域での商業など市民生活を支える事業活動の支援

→No.15 地域経済の活性化

道路・上下水道など市民生活を支える都市基盤の整備

→No.20 都市基盤